

まえがき

大学当局が教授に無断で授業を録音し、無断録音を告発した教授を解雇した「明治学院大学事件」。学問の自由、教育の自由、表現の自由の根幹を揺るがした「日本の大学界の病弊を象徴する大事件」をめぐり、2018年6月、東京地方裁判所は、大学当局による教授の解雇は無効である、との判決を下した。

訴えによると、明治学院大学は2016年10月、授業を盗聴され秘密録音されたことを告発した、教養教育センターの教授を懲戒解雇していた。大学の組織的な盗聴行為を告発して解雇されたのは、教養科目の倫理学を担当する教授で、同大学の教職員が授業を盗聴して秘密録音し、授業の録音テープを本人に無断で使用していた。

大学当局によれば、明治学院大学では、慣例として授業の盗聴が行われており、今回の秘密録音も大学組織を守るために行ったとのこと。また、同大学では、大学の権威やキリスト教主義を批判しないように、授業で使用する教科書を検閲したり、教材プリントを事前にチェックして配付を禁止したりしていた。さらに、学生答案用紙を抜き取って検閲したり、インターネット上の書き込みを調査したりしていた。

2016年10月、解雇された教授が東京地方裁判所に労働審判の申立を行ったところ、裁判所は無効として、同教授を復職させるよう明治学院大学を説得したが、大学側が拒否したため訴訟に移行していた。訴訟では、授業を秘密録音して教員を解雇した「目黒高校事件」と同様、学問の自由、教育の自由、表現の自由をめぐって、裁判で争われた。

2018年4月、東京地方裁判所は、明治学院大学に対し、解雇の撤回と無断録音の謝罪を提案したが、大学側がこの提案を拒否したため和解は実現しなかった。そのため、裁判所は2018年6月28日、解雇について、合理的な理由も社会的な相当性もないため、解雇権を濫用した無効なものとして判断した。

ここで、事件の経緯を時系列で整理しておく。

2015年4月：大学当局が教授に無断で授業を盗聴して録音。

2015年12月：授業で大学を批判したとして教授を嚴重注意。

2015年12月：授業を無断録音された教授が大学当局を告発。
2016年10月：大学当局は告発した教授を懲戒解雇。
2016年10月：解雇された教授が地位確認の労働審判を申立。
2016年12月：裁判所は解雇を無効として教授の復職を提案。和解は不成立。
2016年12月：解雇された教授が地位確認の訴えを提起。
2018年 4月：裁判所は解雇の撤回と無断録音の謝罪を提案。和解は不成立。
2018年 6月：裁判所は解雇について無効であると判決。

事件が報じられたとき、本件は、「リベラルな大学」での特異な出来事と受け止められたが、実際のところは、現在の日本の大学界に広く蔓延している病状の一例である。明治学院大学のように授業の盗聴や録音を無断で行っている大学もあれば、授業の撮影や録画を無断で行っている大学もある。このような日本の大学の現状を知ってもらうためにも、本書を公刊することにした。

本書には、裁判所に提出された法学者の意見書と、それを受けて裁判所が下した判決書が収められている。憲法に詳しい小林節氏は「学問の自由」という観点から、教育法に詳しい丹羽徹氏は「教育の自由」という観点から、言論法に詳しい志田陽子氏は「表現の自由」という観点から、それぞれ意見書を作成している。判決文は、裁判所の承諾を得たうえで公表し、担当弁護士の太期宗平氏が解説を加えている。

あくまでも本書は、事件の概要、裁判所への意見書、判決文と解説を収めた「明治学院大学事件」の実録であるが、日本の大学界全体の教訓として必要不可欠なものであるとの指摘を受けて、ここに裁判記録を公刊するものである。日本の大学の現状を知って、そこから、「学問・教育・表見の自由」を問うことにしたい。

なお、本書は、大学における「学問・教育・表見の自由」を問うシリーズ本の第1弾であり、「明治学院大学事件」の裁判記録である。続いて、第2弾として、法学者、教育学者、倫理学者など、大学関係者による論説集が予定されている。詳細については、編者の寄川条路 (yorikawa@gmail.com) まで、お問い合わせいただきたい。

編 者